植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)〇農林水産省令第百三十六号 施行規則の一部を改正する省令を次のように定め 第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法

平成十三年十月三十一日

下に「及び第三十八」を加え、同表の付表に次の別表二の五の項植物の欄中「第二十一まで」の ように加える。 七十三号)の一部を次のように改正する。 三十八 チリ共和国から発送され、他の地域を 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第 植物防疫法施行規則の一部を改正する省令 農林水産大臣 武部 勤

準に適合しているもの

経由しないで輸入されるビング種のさくらん ぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基

この省令は、公布の日から施行する。